

府民向けFAQ

健康づくり課(令和3年6月時点)

No.	想定質問	回答
1	いつから治療したものが対象になりますか。	府が指定する妊よう性温存治療実施医療機関において、令和3年4月1日以降に凍結保存した方が対象となります。
2	府が指定する妊よう性温存治療実施医療機関はどこに掲載していますか。	府の妊よう性温存治療費助成事業のホームページに掲載していますので、下記URLをご参照ください。 http://www.pref.osaka.lg.jp/kenkozukuri/ninyosei/index.html
3	対象年齢が43歳未満とありますが、いつ時点で43歳未満である必要がありますか。	対象となる治療の凍結保存日時時点で43歳未満の方が対象となります。
4	対象年齢が43歳未満とありますが、男女ともに43歳未満が対象でしょうか。	男女ともに43歳未満が対象となります。
5	対象年齢が43歳未満とありますが、対象年齢の下限はあるのでしょうか。	対象年齢の下限はありません。
6	胚（受精卵）凍結は、事実婚であっても対象となりますか。	対象となります。
7	助成回数は通算2回までとありますが、異なる治療を受けた場合（例えば胚凍結と未受精卵凍結）の上限回数はどうなりますか。	異なる治療を受けた場合であっても合計で2回までが助成対象となります。
8	対象となる治療について、何をもちて1回と定義するのですか。	<ul style="list-style-type: none"> ・胚（受精卵）凍結および未受精卵凍結については、1回の採卵周期に行った治療を1回と定義します。 ・卵巢組織凍結および再移植については、1回の手術を1回と定義します。 ・精子凍結については、1回の採精手技を1回と定義します。 ・精巣内精子採取術については、1回の手術を1回と定義します。 なお、異なる治療を受けた場合であっても、その治療が一連のもので有る場合は1回とカウントし、助成上限額の高い治療分の助成を行うものとします。 例1）胚（受精卵）凍結に係る1回の採卵周期に行った治療で、一部を胚（受精卵）凍結、一部を受精させずに未受精卵凍結した場合には、1回の治療とみなし、助成上限額としては35万円/回とします。 （例2）卵巢組織を採取する1回の手術治療で、一部の未受精卵を採取して、卵巢組織および未受精卵（又は胚（受精卵））の両者を凍結した場合には、1回の治療とみなし、助成上限額としては40万円/回とします。
9	助成対象者要件に、ガイドラインの妊よう性低リスク分類に示された治療のうち、高、中間、低リスクの治療とありますが、自分が対象となるのかわかりません。	主治医（がん治療医）にご確認ください。 ガイドラインの内容は下記URLでもご確認ください。 http://www.jsco-cpg.jp/fertility/
10	凍結保存が長期にわたることが想定されるのですが、凍結保存の維持費は対象となりますか。	凍結保存に要する費用は初回の凍結保存に要した費用のみが助成対象となり、維持するための費用は対象となりません。
11	対象者要件に、国の研究に参加することとありますが、どういった内容の研究ですか。	患者からの臨床データ等を収集し、妊よう性温存療法の有効性・安全性のエビデンス創出や長期にわたる検体保存のガイドライン作成などの妊よう性温存療法の研究のこです。詳細については、府が指定する妊よう性温存治療実施医療機関にお尋ねください。
12	助成金の申請は凍結保存後、すぐに行う必要がありますか。	対象となる治療に係る費用の支払日の属する年度内に申請してください。 例1）令和3年11月に凍結保存を実施し支払い⇒令和4年3月末までに申請 例2）令和4年3月に凍結保存を実施し、令和4年4月に支払い⇒令和4年度に申請
13	助成金の支払いは、治療前に支給してもらえるのですか。	助成金の申請は、支払い後にさせていただくこととなりますので、助成金の支給は治療後となります。
14	助成金の支払いは、申請後どれくらいかかりますか。	目安としては、申請書及び添付書類に不備がなければ、概ね1か月程度で支給します。
15	妊よう性温存治療実施後、助成金の申請前に大阪府外に転居しました。助成金の申請はどうなりますか。	本事業の申請は、申請時に居住する都道府県に申請することとなりますので、転居先の都道府県での申請となります。（詳細は転居先の都道府県へお問い合わせください）
16	他府県で妊よう性温存治療実施後、助成金の申請前に大阪府に転入しました。助成金の申請はどうなりますか。	他府県が指定する妊よう性温存治療実施医療機関で行った対象治療については、大阪府に申請してください。（他府県が指定しない医療機関での治療は対象となりません）

府民向けFAQ

健康づくり課(令和3年6月時点)

No.	想定質問	回答
17	がん治療医から紹介された妊よう性温存治療実施医療機関が現時点では府の指定を受けておらず、今後申請予定と聞きました。この場合助成金の対象となりますか。	紹介を受けた妊よう性温存治療実施医療機関が令和3年度中に大阪府から指定を受けた場合は、令和3年4月1日以降に凍結保存した治療が対象となります。この場合、助成金の申請は、妊よう性温存治療実施医療機関が府の指定を受けてからの申請受付となります。
18	妊よう性温存治療費について民間の生命保険会社から給付金等が支給された場合、その費用を控除した上で申請する必要がありますか。	控除していただく必要はありません。
19	助成金申請にあたって、所得制限はありますか。	所得制限は設けていません。
20	オンライン申請は可能ですか。	郵送での申請に限ります。
21	妊よう性温存治療を受けた者が未成年の場合の申請方法はどうなりますか。	妊よう性温存治療を受けた方が未成年の場合は、親権者又は未成年後見人の方が申請してください。
22	国の制度では、原疾患の治療内容として造血幹細胞移植が実施される非がん疾患やアルキル化剤が投与される非がん疾患も対象となっていますが、大阪府での申請方法はどうなりますか？	非がん疾患の取り扱いについては、下記担当課までお問い合わせください。 大阪府健康医療部保健医療室地域保健課疾病対策・援護グループ：06-6941-0351（内線2541）